

京都市西京極総合運動公園条例の一部を改正する条例（令和4年3月30日京都市条例第51号）（文化市民局市民スポーツ振興室）

京都市西京極総合運動公園の利用料金の適正化を図るため、また、その他規定を整備するために、次のとおり京都市西京極総合運動公園条例を改正することとしました。

1 運動公園の施設（プール兼アイススケートリンク、アーチェリー場及びフィットネスルームを除く。）における利用料金の上限額について改定します。併せて、稼働率や収益向上のほか、利用者サービス向上の取組として、以下のとおり定めます。

(1) フィットネスルームの部分利用（トレーニングルーム）について、1箇月単位の定期利用ができるよう、利用料金の上限額を定めます。

(2) 各運動施設内の会議室について、単独で利用できることとするとともに、利用料金の上限額を定めます。

(3) 野球場の室内野球練習場について、野球場と併用せずに単独で利用するときの利用料金の上限額を定めます。

2 稼働率や収益向上のほか、利用者サービス向上の取組として、補助競技場について、運動競技場以外の目的にも利用できるよう、利用料金の上限額（通常の利用料金の上限額に2を乗じて得た額）を定めます。

3 利用時間の区分を超えて運動公園の施設（駐車場、売店設備及び構内地を除く。）を利用する場合の利用料金の上限額を改定するとともに、当該上限額について、時間帯ごとの料金の区分を廃止し、一律の上限額を定めます。

4 その他必要な規定の整備を行います。

この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

京都市西京極総合運動公園条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第51号

京都市西京極総合運動公園条例の一部を改正する条例

京都市西京極総合運動公園条例の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

アーチェリー場、フィットネスルーム及び駐車場	7月及び8月の火曜日を除く火曜日（当該火曜日が休日に当たるときは、その日後最初に到来する休日でない日）並びに1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
------------------------	---

を

」

「

アーチェリー場及びフィットネスルーム	7月及び8月の火曜日を除く火曜日（当該火曜日が休日に当たるときは、その日後最初に到来する休日でない日）並びに1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで	
会議室A、会議室B、会議室C、会議室D、第1会議室、第2会議室及び第3会議室	午前7時から午後9時まで	1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
会議室及び駐車場	午前9時から午後9時まで	7月及び8月の火曜日を除く火曜日（当該火曜日が休日に当たるときは、その日後最初に到来する休日でない日）並びに1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

に

」

改める。

別表第2陸上競技場兼球技場の項から室内野球練習場（1箇所1時間につき）の項までを次のように改める。

陸上競技場兼 球技場	全 面 利 用	アマチュア スポーツ	入場料を徴収 しない場合	A	円	96,790	A	円	72,590	70,390	円	53,890	円	70,390	円	53,890	D	円	237,580	D	円	180,390	
				B	円	74,790	B	円	56,090								E	円	215,570	E	円	163,880	
				C	円	52,790	C	円	39,590								F	円	193,570	F	円	147,380	
		その 他	入場料を徴収 する場合	A	円	113,290	A	円	85,790	83,590	円	64,890	円	83,590	円	64,890	D	円	280,470	D	円	215,570	
				B	円	87,990	B	円	67,090								E	円	255,170	E	円	196,870	
				C	円	62,690	C	円	48,390								F	円	229,870	F	円	178,170	
	その 他	入場料を徴収 しない場合	A	円	287,090	A	円	217,790	210,090	円	161,700	円	210,090	円	161,700	D	円	707,280	D	円	541,190		
			B	円	222,190	B	円	169,390								E	円	642,370	E	円	492,790		
			C	円	157,290	C	円	120,990								F	円	577,470	F	円	444,390		
	その 他	入場料を徴収 する場合	A	円	360,790	A	円	270,590	263,990	円	202,390	円	263,990	円	202,390	D	円	888,770	D	円	675,390		
			B	円	279,390	B	円	211,190								E	円	807,370	E	円	615,990		
			C	円	197,990	C	円	151,790								F	円	725,980	F	円	556,590		
部分利用（1人1回につき）			310																				
補助競 技場	全 面 利 用		A	円	32,110	A	円	24,410	23,100	円	17,590							D	円	55,210	D	円	42,010
			B	円	24,850	B	円	18,800										E	円	47,950	E	円	36,400
			C	円	17,590	C	円	13,190										F	円	40,690	F	円	30,790
	部分利用（1人1回につき）			310																			
野球場	ア マ チュ ア ス ポ ー ツ	入場料を徴収 しない場合	A	円	61,590	A	円	45,090	45,090	円	32,990	円	45,090	円	32,990	D	円	151,780	D	円	111,070		
			B	円	47,290	B	円	35,190								E	円	137,480	E	円	101,170		
			C	円	32,990	C	円	25,290								F	円	123,180	F	円	91,270		
		その 他	入場料を徴収 する場合	A	円	83,590	A	円	63,790	61,590	円	46,200	円	61,590	円	46,200	D	円	206,770	D	円	156,190	
				B	円	64,890	B	円	49,490								E	円	188,070	E	円	141,890	
				C	円	46,200	C	円	35,190								F	円	169,380	F	円	127,590	
	その 他	入場料を徴収 しない場合	A	円	184,800	A	円	135,290	135,290	円	101,190	円	135,290	円	101,190	D	円	455,380	D	円	337,690		
			B	円	142,990	B	円	105,590								E	円	413,580	E	円	307,990		
			C	円	101,190	C	円	75,890								F	円	371,780	F	円	278,290		
	その 他	入場料を徴収 する場合	A	円	249,690	A	円	192,490	185,890	円	139,690	円	185,890	円	139,690	D	円	621,470	D	円	471,880		
			B	円	194,690	B	円	149,590								E	円	566,470	E	円	428,970		
			C	円	139,690	C	円	106,690								F	円	511,470	F	円	386,070		
室内野球練習場（1箇所1時間につき）	野球場と併用 する場合		1,640																				
	そ の 他		2,950																				

別表第2フィットネスルームの項及び駐車場（1時間までごと）の項を次のように改める。

フィット ネス ルーム	全 面 利 用	トレーニングルーム	15,190	11,620	20,210	15,500	15,190	11,620	50,590	38,740
		運動フロア	15,190	11,620	20,210	15,500	15,190	11,620	50,590	38,740
	1人1回につき		520							

部 分 利 用	1人1月につき		5,200				
	会議室A, 会議室B, 会議室C及び会議室D(1室につき)	陸上競技場兼球技場と併用する場合		1,640	1,640	1,640	D
						E	3,390
						F	2,760
そ の 他			3,040	3,040	3,040	D	6,910
						E	6,270
						F	5,110
第 1 会 議 室	野球場と併用する場合	A	1,180	870	870	D	2,960
		B	910			E	2,670
		C	640			F	2,160
	そ の 他	A	2,190	1,610	1,610	D	5,490
		B	1,690			E	4,960
		C	1,180			F	4,010
第2会議室及び第3会議室(1室につき)	野球場と併用する場合	A	560	420	420	D	1,420
		B	430			E	1,290
		C	300			F	1,150
	そ の 他	A	1,050	770	770	D	2,640
		B	790			E	2,390
		C	550			F	2,140
会 議 室	プール兼アイススケートリンク等と併用する場合	2,300	3,240	3,660	9,210		
	そ の 他	4,270	6,010	6,790	17,100		
駐 車 場 (1 時 間 まで ごと)		320					

別表第2備考16を同備考17とし、同備考15中「20,320円」を「21,330円」に、「15,190円」を「15,940円」に改め、同備考15を同備考16とし、同備考14中「5,550円」を「5,820円」に、「4,190円」を「4,390円」に改め、同備考中14を15とし、13を14とし、12を13とし、同備考11中「に掲げる額」を「の規定により計算した額（9から11までの規定の適用がある場合にあつては、その適用後の額）」に改め、同備考11を同備考12とし、同備考10中「に掲げる額」を「の規定により計算した額（9又は10の規定の適用がある場合にあつては、その適用後の額）」に改め、同備考10を同備考11とし、同備考9中「100分の15に相当する額がこの表に掲げる額」を「100分の15に相当する額がこの表の規定により計算した額（9の規定の適用がある場合にあつては、その適用後の額。以下この備考において同じ。）」に、「100分の10に相当する額がこの表に掲げる額」を「100分の10に相当する額がこの表の規定により計算した額」に改め、同備考9を同備考10とし、同備考8の次に次のように加える。

9 補助競技場を運動競技場以外の目的に利用する場合における利用料金の上限額は、この表の規定により計算した額の2倍に相当する額とする。

別表第3備考以外の部分を次のように改める。

区 分			利用料金（1時間につき）		
			ア	イ	
陸上競技場兼球技場	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	21,990 ^円	16,490 ^円	
		入場料を徴収する場合	25,290	18,690	
	そ の 他	入場料を徴収しない場合	64,890	48,390	
		入場料を徴収する場合	81,390	59,390	
補 助 競 技 場 （ 全 面 利 用 ）			7,250	5,600	
野 球 場	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	14,290	9,890	
		入場料を徴収する場合	18,690	14,290	
	そ の 他	入場料を徴収しない場合	41,790	29,690	
		入場料を徴収する場合	54,990	42,890	
プール (全面 利用)	メイン プール	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	24,510	18,850
			入場料を徴収する場合	44,200	33,940
		そ の 他	入場料を徴収しない場合	73,540	56,570
			入場料を徴収する場合	132,410	101,820
	飛び込み プール	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	9,840	7,540
			入場料を徴収する場合	17,700	13,610
		そ の 他	入場料を徴収しない場合	29,430	22,620
			入場料を徴収する場合	53,000	40,750
	サブプ ール	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	19,690	15,080
			入場料を徴収する場合	35,400	27,230
		そ の 他	入場料を徴収しない場合	58,870	45,250
			入場料を徴収する場合	106,010	81,500
メインリ ンク	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	31,110	23,880	
		入場料を徴収する場合	56,040	43,050	
		入場料を徴収しない場合	93,230	71,650	

アイスクリンク (全面利用)	その他	入場料を徴収する場合	167,820	129,060	
		入場料を徴収しない場合	9,840	7,540	
	サブリンク	アマチュアスポーツ	入場料を徴収する場合	17,700	13,610
		その他	入場料を徴収しない場合	29,430	22,620
			入場料を徴収する場合	53,000	40,750
アーチェリー場(全面利用)			2,200	1,670	
フィットネスルーム (全面利用)	トレーニングルーム		6,180	4,710	
	運動フロア		6,180	4,710	
会議室A, 会議室B, 会議室C及び会議室D(1室につき)			1,640		
第1会議室			250		
第2会議室及び第3会議室(1室につき)			120		
会議室			1,090		

別表第3備考中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とし、同備考に次のように加える。

4 補助競技場を運動競技場以外の目的に利用する場合における利用料金の上限額は、この表の規定により計算した額の2倍に相当する額とする。

別表第4売店設備の項中「11,730」を「12,310」に改め、同表構内地の項中「1,040」を「1,560」に、「2,300」を「3,450」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の京都市西京極総合運動公園条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による京都市西京極総合運動公園の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に当該料金を収受させるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

(文化市民局市民スポーツ振興室)